

I 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

共済目的等 項目	会員数	組合員等数	農作物共済		
			水稲	陸稲	麦
区域内の概数	6	戸 70,325	a 5,570,000	a 3,600	a 79,400
前年度引受実績	6	46,286	5,009,488	0	66,398
本年度引受計画	6	43,971	4,945,000	0	65,500
本年度予定引受率	—	—	88.8%	0.0%	82.5%

共済目的等 項目	家畜共済											
	成乳牛	育成乳牛	乳牛の子牛等	肥育用成牛	肥育用子牛	その他の肉用成牛	その他の肉用子牛等	一般馬	種豚	肉豚	乳用種雄牛	肉用種雄牛
区域内の概数	頭 27,964	頭 2,250	頭 33,747	頭 27,720	頭 5,370	頭 2,570	頭 2,580	頭 0	頭 59,185	頭 645,300	頭 0	頭 0
前年度引受実績	27,160	2,077	30,819	10,815	1,459	2,510	2,512	0	36,362	365,983	0	0
本年度引受計画 胎児(内数)	26,298	1,991	29,757 (26,664)	10,754	1,458	2,435	2,470 (2,276)	0	36,163	364,072	0	0
本年度予定引受率	94.0%	88.5%	88.2%	38.8%	27.2%	94.7%	95.7%	—	61.1%	56.4%	—	—

共済目的等 項目	果樹共済						畑作物共済	
	収穫			樹体			大豆	蚕繭
	うんしゅう みかん	なし	びわ	うんしゅう みかん	なし	びわ		
区域内の概数	a 10,100	a 157,000	a —	a 10,100	a 157,000	a —	a 83,500	箱 63.00
前年度引受実績	420	16,043	—	420	7,658	—	47,697	33.00
本年度引受計画	450	17,742	—	450	7,976	—	48,900	33.00
本年度予定引受率	4.5%	11.3%	—	4.5%	5.1%	—	58.6%	52.4%

区分	園芸施設共済										任意共済		
	ガラス室		プラスチックハウス								農家建物	団体建物	農機具
	I類	II類	I類	II類	III類	IV類甲	IV類乙	V類	VI類	VII類			
区域内の概数	棟 20	棟 1,355	棟 18	棟 27,721	棟 2,692	棟 2,937	棟 721	棟 422	棟 29	棟 1,883	棟 222,000	棟 31	台 105,200
前年度引受実績	0	527	0	9,996	915	994	211	103	15	324	133,686	31	1,348
本年度引受計画	0	559	0	10,405	949	1,034	227	111	19	345	136,324	26	1,751
本年度予定引受率	0.0%	41.3%	0.0%	37.5%	35.3%	35.2%	31.5%	26.3%	65.5%	18.3%	61.4%	83.9%	1.7%

II 農業共済保険事業の規模

1 農作物共済保険事業の規模

共済目的等			項 目		引 受		共済金額	保険金額	共 済 掛 金			D 保険料総額	E 徴収すべき 保険料 (D-B)	F 再保険料	G 交付(納入) 再保険料 (B-F)	H 手持保険料 (D-F)	備考
			本年度予定	前年度実績	A 総 額	B 国庫負担金			C 農家負担金								
農 作 物	水稲	一筆	(a)	4,890,380	5,008,699	27,642,684	27,393,361	22,940	11,465	11,475	6,320	△ 5,145	272	11,193	6,048		
			k g	173,282,988	177,540,810												
		半相	(a)	770	749	4,211	4,171	4	2	2	0	△ 2	0	2	0		
			k g	32,321	29,848												
		全相	(a)	53,850	40	37,198	36,645	149	74	75	37	△ 37	0	74	37		
			k g	2,779,484	1,626												
	陸稲	一筆	(a)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			k g	—	—												
	麦	一筆	(a)	19,324	19,852	10,880	10,245	673	352	321	399	47	239	113	160		
			k g	373,371	382												
		災害	(a)	46,176	45,946	82,162	75,352	5,160	2,578	2,582	1,804	△ 774	390	2,188	1,414		
			k g	-	-												
	計	(a)	5,010,500	5,075,285	27,777,135	27,519,774	28,926	14,471	14,455	8,560	△ 5,911	901	13,570	7,659			
		k g	176,468,164	177,572,666													

2 家畜共済保険事業の規模

共済目的		項 目		引 受		共済金額	保険金額	共 済 掛 金			D 保険料総額	E 徴収すべき 保険料 (D-B)	F 再保険料	G 交付(納入) 再保険料 (B-F)	H 手持保険料 (D-F)	備考
		本年度予定	前年度実績	A 総 額	B 国庫負担金			C 農家負担金								
家 畜	成乳牛	頭	頭	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		26,298	27,160	7,834,985	6,267,988	1,119,781	559,890	559,891	549,226	△ 10,664	343,266	216,624	205,960			
	育成乳牛	頭	頭	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		1,991	2,077	355,532	284,426	12,224	6,112	6,112	4,683	△ 1,429	2,927	3,185	1,756			
	乳牛の子牛等	頭	頭	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		29,757	30,819	2,404,933	1,923,946	200,380	100,190	100,190	114,077	13,887	71,298	28,892	42,779			
	肥育牛用成牛	頭	頭	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		10,754	10,815	2,167,244	1,733,795	96,332	48,166	48,166	58,284	10,118	36,428	11,739	21,857			
	肥育用子牛	頭	頭	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		1,458	1,459	165,190	132,152	27,847	13,923	13,924	17,407	3,484	10,879	3,044	6,528			
	その他の肉用成牛	頭	頭	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		2,435	2,510	636,127	508,902	35,209	17,604	17,605	15,996	△ 1,608	9,998	7,607	5,999			
その他の肉用子牛等	頭	頭	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
	2,470	2,512	251,431	201,145	30,257	15,128	15,129	16,964	1,836	10,603	4,526	6,362				
一般馬	頭	頭	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
種豚	頭	頭	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
	36,163	36,362	2,054,693	1,643,754	127,542	51,016	76,526	89,835	38,819	56,147	△ 5,131	33,688				
一般肉豚	頭	頭	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
	59,540	59,901	523,951	419,161	30,054	12,021	18,033	24,039	12,018	15,024	△ 3,003	9,015				
特定肉豚	頭	頭	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
	304,532	306,082	2,652,713	2,122,170	551,648	220,659	330,989	441,297	220,638	275,811	△ 55,152	165,486				
計	頭	頭	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
	475,398	479,697	19,046,799	15,237,439	2,231,275	1,044,709	1,186,566	1,331,808	287,099	832,380	212,329	499,428				

3 果樹共済保険事業の規模

共済目的等		項 目		引 受		共済金額	保険金額	共 済 掛 金			D 保険料総額	E 徴収すべき 保 険 料 (D-B)	F 再保険料	G 交付(納入) 再保険料 (B-F)	H 手持保険料 (D-F)	備考	
		本年度 予 定	前年度 実 績	A 総 額	B 国庫負担金			C 農家負担金									
果 樹	収	うんしゅうみかん 半相殺減収総合(一般方式)		a 450	a 420	千円 11,341	千円 11,064	千円 260	千円 130	千円 130	千円 222	千円 92	千円 71	千円 59	千円 151		
		なし 半相殺	減収総合方式 (短縮方式)		13,676	12,094	912,831	887,910	35,371	17,685	17,686	30,972	13,287	13,363	4,322	17,609	
			特定 方式	暴風雨、雹害	340	339	30,213	29,596	84	42	42	78	36	54	△ 12	24	
				暴風雨、雹害、 凍霜害	3,726	3,610	287,924	281,272	6,316	3,158	3,158	5,517	2,359	2,320	838	3,197	
		小 計		17,742	16,043	1,230,968	1,198,778	41,771	20,885	20,886	36,567	15,682	15,737	5,148	20,830		
		なし 樹園地	減収総合方式 (短縮方式)										0		0	0	
			特定 方式	暴風雨、雹害									0		0	0	
	暴風雨、雹害凍 霜 害											0		0	0		
	小 計					0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	びわ減収		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	小 計		18,192	16,463	1,242,309	1,209,842	42,031	21,015	21,016	36,789	15,774	15,808	5,207	20,981			
	樹 体	うんしゅうみかん		450	420	55,784	54,573	223	111	112	188	77	50	61	138		
		な し		7,976	7,658	1,793,889	1,754,244	11,506	5,753	5,753	9,532	3,779	1,632	4,121	7,900		
		小 計		8,426	8,078	1,849,673	1,808,817	11,729	5,864	5,865	9,720	3,856	1,682	4,182	8,038		
計		26,618	24,541	3,091,982	3,018,659	53,760	26,879	26,881	46,509	19,630	17,490	9,389	29,019				

4 畑作物共済保険事業の規模

共済目的等		項 目		引 受		共済金額	保険金額	共 済 掛 金			D 保険料総額	E 徴収すべき 保 険 料 (D-B)	F 再保険料	G 交付(納入) 再保険料 (B-F)	H 手持保険料 (D-F)	備考
		本年度 予 定	前年度 実 績	A 総 額	B 国庫負担金			C 農家負担金								
畑 作 物	大 豆		a 48,900	a 47,696	千円 58,873	千円 52,985	千円 4,199	千円 2,305	千円 1,894	千円 3,776	千円 1,471	千円 1,429	千円 876	千円 2,347		
	蚕繭	箱	35.25	33.00	1,819	1,629	49	24	25	42	18	29	△ 5	13		
		k g	805	842												
	計		-	-	60,692	54,614	4,248	2,329	1,919	3,818	1,489	1,458	871	2,360		

5 園芸施設共済保険事業の規模

項 目		引 受		共済金額	保険金額	共 済 掛 金			D 保険料総額	E 徴収すべき 保険料 (D-B)	F 再保険料	G 交付(納入) 再保険料 (B-E)	H 手持保険料 (D-E)	備考	
		本年度 予 定	前年度 実 績			A 総 額	B 国庫負担金	C 農家負担金							
園 芸 施 設	ガラス室	I 類	棟 0	棟 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0		
		II 類	559	527	3,745,171	3,370,653	15,430	7,715	7,715	13,887	6,172	3,059	4,656	10,828	
	プラスチックハウス	I 類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		II 類	10,405	9,996	4,653,513	4,188,161	161,058	80,529	80,529	144,952	64,423	35,827	44,702	109,125	
		III 類	949	915	2,118,229	1,906,406	41,093	20,546	20,547	36,983	16,437	7,398	13,148	29,585	
		IV類甲	1,034	994	3,549,454	3,194,508	38,653	19,326	19,327	34,787	15,461	5,608	13,718	29,179	
		IV類乙	227	211	913,521	822,168	5,883	2,941	2,942	5,294	2,353	597	2,344	4,697	
		V 類	111	103	739,850	665,865	5,067	2,533	2,534	4,560	2,027	579	1,954	3,981	
		VI 類	19	15	11,285	10,156	326	163	163	293	130	93	70	200	
	VII 類	345	324	426,750	384,075	4,267	2,133	2,134	3,840	1,707	412	1,721	3,428		
計	13,649	13,085	16,157,773	14,541,992	271,777	135,886	135,891	244,596	108,710	53,573	82,313	191,023			
合 計		-	-	66,134,381	60,372,478	2,589,986	1,224,274	1,365,712	1,635,291	411,017	905,802	318,472	729,489		

6 任意共済保険事業の規模

項 目		引 受		共済金額	保険金額	保険料賦課金(共済掛金)					B 再共済掛金	C 再共済手数料	D 手持保険料 A-(B-C)	備考	
		本年度 予 定	前年度 実 績			総額	A 保険料	事務費賦課金							
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
保 険 関 係	建 物	総合	棟 57,008	棟 55,996	202,270,000	202,270,000	529,151	317,843	153,454	57,854	211,308	158,745	56,354	215,452	
		(収容農産物 補償特約)	30		30,000	30,000	90	63	18	9	27	27	10	46	
		火災	79,286	77,167	743,900,000	743,900,000	626,189	329,053	220,072	77,064	297,136	187,857	76,082	217,278	
	農 機 具	損害	1,283	999	1,454,000	1,454,000	17,574	10,635	5,517	1,422	6,939	-	-	10,635	
		更新	468	340	909,100	909,100	125,097	120,853	3,418	826	4,244	-	-	120,853	
計				948,563,100	948,563,100	1,298,101	778,447	382,479	137,175	519,654	346,629	132,446	564,264		
共 済 関 係	建 物 損 害	総合	棟 -	棟 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	団体建物	26	26	1,097,720	1,097,720	479	273	-	206	206	-	-	273		
	農 機 具	損害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		更新	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計				1,097,720	1,097,720	479	273	-	206	206	-	-	273		
合計					949,660,820	949,660,820	1,298,580	778,720	382,479	137,381	519,860	346,629	132,446	564,537	
						再共済割合30%			再共済手数料:総合35.50%、火災40.50%						

Ⅲ 引受計画と実施方策

1. 農作物共済

農業政策では、日本農業の再生と食料自給率の向上を目指し、経営所得安定対策が引き続き行われるなど、農業経営支援の一層の充実が期待される。

千葉県は、米穀の需給及び価格安定のため生産調整の円滑な推進が強く求められている。そのため「売れる米作り」の展開と飼料用米等非主食用米の生産拡大に引き続き取り組むこととしている。

NOSA Iは、農家・組合員へ引受方式並びに損害評価等制度の説明を十分に行い、信頼されるよう努める必要がある。また、本年の経営所得安定対策は従来 of 制度内容が維持されることから、引き続き、関東農政局千葉支局・各地域農業再生協議会（水田協議会）等へ水稻、麦の作付面積確認について協力する。

そのために、以下の方策を実施し、適正な引受、適正かつ公正な損害評価及び計画的な損害防止に取り組み、目的並びに数値目標の達成を期することとする。

（1）対象耕地等の把握と引受確定

① 対象耕地等の把握

関東農政局千葉支局、県及び市町村等関係機関の協力を得て、作付等に関する情報を収集し対象耕地等を把握する。特に飼料用米専用品種については、全相殺方式での加入を推進するため、過去の栽培実績も含め把握する。

② 引受方式・補償割合等制度内容の説明

水稻、陸稻、麦にかかる引受方式と補償割合及び重要事項等について説明を十分に行う。また飼料用米専用品種の作付が増加していること、近年異常気象に伴う穀類の品質低下の補償について注視されていることから、水稻の全相殺方式及び品質方式、麦の災害収入共済方式について組合員に制度の周知徹底を行う。

③ 共済細目書の検討及び引受確定

農家から申告のあった共済細目書の内容を、市町村等関係機関の協力を得て、耕地の地名地番の誤記、作付耕地の申告漏れ、架空申告の有無等を過去の引受実績、営農計画書（水稻生産実施計画）等により十分に検討し引受の確定を行う。

なお、検討の結果不備がある場合は、損害評価会委員、損害評価員等の協力を得て、現地調査又は聞き取り調査等の方法により、耕作の実態を正確に把握し、共済細目書提出者に対し事実を明示し共済細目書の訂正を行う。

④ 共済細目書未提出者への対応

共済細目書の提出がないときは、引受確定手順により現地調査を行い、耕作の実態を正確に把握した後、共済細目書を作成して未提出者に承諾を求める。なお、承諾が得られないときは、損害評価会の意見を聞いたうえで、調査結果等に基づき引受の確定を行う。

⑤ 共済関係の除外指定

共済事故の発生が相当の確実さをもって見通される耕地、適正な基準収穫量の決定が困難、穀実の収穫を目的としていない等の引受不適格耕地は、引受の除外手続きを行い、認定後該当組合員に通知する。また、除外指定を行った耕地については支局等に情報提供を行う。

(2) 基準単収の適切な設定

引受を行う作付ほ場の耕地条件、品種、栽培方法等の実態を十分に把握した後、それぞれの条件を反映した適切な基準単収を設定する。

(3) 水稻・麦の引受と営農計画書（水稻生産実施計画）との整合性の確保

市町村担当部署等と連携を密にし、水田台帳整備に対する協力体制、効率的な活用体制を確立し、水稻・麦の引受内容と営農計画書（水稻生産実施計画）及び経営所得安定対策との整合性を確保する。

また、関東農政局千葉支局の協力を得て麦の完全引受を行う。

(4) 共済掛金等の徴収事務の適正化

共済掛金等の期限内徴収は、N O S A I 制度の適正かつ安定的な運営を図るうえで最も基本的な事項である。組合員に制度の趣旨、定款・共済規程等を周知徹底する。

また、共済掛金等未納組合員に対しては、役職員による戸別訪問等を行い接触の機会をできるだけ多く持ち、制度の趣旨・仕組み等についての理解を求め、未収共済掛金等の解消にあたる。

特に、新たな未納組合員を発生させないよう、役職員に対し共通認識の向上を図る。

(5) 職員の研修

組合員と接点のある担当職員が、N O S A I 制度及び経営所得安定対策を十分理解した上で加入推進ができるよう研修会等を強化する。併せて、N O S A I 制度の見直しに備えて引受推進方法の検討を進めるとともに、正確な事務処理を行うため、事務処理のチェック体制を強化する。

2. 家畜共済

日本の畜産業を取巻く環境は、T P P の行方が全く見えなくなり、農業政策の混乱が大きく予想され、今後の経営に不安を抱く畜産農家が増えている。連合会と組合は協力して、他団体との協力体制を構築し、組合員が安心して経営を継続していけるよう、サポートしていく体制を確立する。

組合員に家畜の評価内容や事故除外引受方式等の制度を改めて十分に説明し、理解を得ることを最重要視する。また、加入家畜を的確に把握することは、家畜共済事業の進める上での根幹である。家畜の引受と異動の把握をするために、組合員に確実な報告を啓発し、異動把握に努める。

(1) 未加入農家の加入推進（新規引受）

事業を安定継続するために、有資格家畜の全頭引受をめざす。そのために連合会は、組合が未加入農家台帳を整備し、あらゆる機会を捉えて加入推進を行い、未加入農家を解消することを支援する。

(2) 異動報告の励行

組合は、牛では異動の都度、牛个体識別台帳との照合を行い、少なくとも年1回、現地において个体整理簿、牛个体識別番号、組合員が所有する資料の照合により引受家畜の確認を行う。また、豚では異動の都度、現地において个体と个体整理簿、組合員が所有する資料の照合により異動の確認を行う。加えて、異動状況を迅速かつ的確に把握するため、組合員に迅速な異動報告を促し、死廃事故の都度、飼育頭数を確認する。また、死廃事故や異動報告がない組合員に対しては、少なくとも月1回、个体異動状況を確認する。

連合会と組合は協力し、日常の異動処理を適正に実施するため、組合員が異動記録簿を整備し、異動通知を的確に行うことが義務であることを啓発し指導する

(3) 適正な事務処理

誤りのない事務処理を実施するため、連合会と組合は実施すべき作業について適時確認し、適正な事務処理を遂行する。

3. 果樹共済

千葉県果樹は、地域の温暖な気候特性を生かして多種の作目が栽培され、大消費地の首都近郊という恵まれた立地条件によって発展してきた。特に、なしの生産高は全国第1位で、産業振興の中心的存在となっている。そして消費拡大を図るため、安全・安心な「千葉のなしづくり」を目指し、関係者は鋭意取り組んでいる。

昨年の本県のなしは、4月上中旬の開花期は平年より早く順調に推移し、幸水の収穫も平年並みであった。しかし、8月22日に通過した台風9号により、収穫期の豊水と肥大期の新高などに落果、棚擦れが生じ、県東部を中心に被害を受け例年になく大きな減収となった。

そのような中、NOSA Iは、被災園地を速やかに現地確認するとともに適正な損害評価を行い共済金の早期支払に努めた。しかし、面積加入率が低位であるため、NOSA I制度の機能を十分に発揮しているとは言い難い状

況にある。このため、千葉県は、各市町村及び関係機関に制度の周知並びに加入促進について協力要請をしているところである。

そこで、本県農業共済団体としても、以下の方策を積極的に実施し、加入拡大及び適正かつ公正な損害評価を行うこととする。

(1) 加入資格を有する農業者への戸別訪問

① 果樹共済の有資格農家のリスト作成

毎年、加入申込期限の2か月前まで（うんしゅうみかん5月1日、なし12月10日）に農業関係団体等の協力を得てリストを整備する。

② 戸別訪問の実施

毎年、戸別訪問実施スケジュールを作成し、加入申込期限まで（うんしゅうみかん7月1日、なし2月10日）に役職員等で戸別訪問を実施する。そして、制度説明等をリーフレット等で行うとともに果樹共済への加入意思確認を行う。

(2) 栽培実態の把握と園地台帳の整備

管内の農業事務所並びに果樹出荷団体等関係者の協力を得て、栽培農家の樹園地調査を実施し、園地台帳と植栽図の補完整備を行い加入推進の資料とする。

(3) 引受推進の強化

① 推進協議会を開催し、具体的な目標値の設定、推進方法並びに推進日程等の協議を行い、それに基づき役職員で同行推進を行う。

② 引受内容を早期にとりまとめ、補完推進を行う。

③ 加入推進の際には、農家に果樹共済制度及び危険段階別基準共済掛金率の導入並びに重要事項等について十分な説明を行う。

(4) 助成金の有効活用

推進計画・方策等を的確に実行するため、連合会が定める「果樹共済事業推進対策費助成要領」による助成金を有効に活用する。

(5) 職員研修の実施

① 担当職員が果樹共済制度及び制度見直しについて理解し、農家への十分な説明及び誤りのない適正な事務処理を行うため、研修会を開催する。

② 損害評価技術の向上と評価眼の統一を図るため、担当職員、損害評価員等を対象に現地研修会を開催する。

③ 関係機関で開催する会議、研修会に積極的に参加し、情報収集及び意見交換を行う。

4. 畑作物共済

(1) 大豆

経営所得安定対策の制度内容が維持されることから、引き続き、関東農

政局千葉支局、各地域農業再生協議会（水田協議会）等へ、作付面積確認について協力する。

NOSA Iは、NOSA I制度の機能を十分に発揮し組合員等が安定した農業経営ができるよう、関係団体と連携をとり最高補償割合の全相殺方式への加入推進を図ることが不可欠であることから、損害防止活動等引受拡大につなげる取り組みを積極的に展開して、適正な引受並びに適正かつ公正な損害評価に努めなければならない。

そこで、以下の方策を実施し、目的及び目標の達成を期することとする。

① 対象耕地等の把握及び引受推進計画の策定

関東農政局千葉支局、県、市町村等関係機関の協力を得て、作付けに関する情報を収集し、畑作台帳を整備し対象耕地等を把握する。また、畑作台帳に基づき、引受推進計画を策定・実施し、引受拡大を図るとともに、全相殺方式への加入を推進する。

② 加入申込書の検討と適切な引受確定

加入申込書の内容を、畑作台帳、引受実績及び現地確認（未申告筆・肥培管理等）等により十分検討し、引受の確定を行う。そして、必ず組合員に加入承諾した内容を通知する。また、関係機関と連携を取り、経営所得安定対策について必要事項を加入時及び交付時に確認し、適切な引受を行う。

③ 基準単収の適切な設定

農家申告単収、前回作の基準単収のいずれかを基礎とし、耕地条件、栽培方法及び過去の被害実績、出荷実績等を参酌して、適切な基準単収を設定する。特に、JA等出荷団体の協力を得、出荷実績等資料を入手する。

④ 研修会の実施

組合員と接点のある担当職員が、NOSA I制度及び経営所得安定対策を十分理解した上で加入推進、損害評価ができるよう研修会等を強化する。また、正確な事務処理を行うため、事務処理のチェック体制を強化する。

（２）蚕 繭

本県では、養蚕を複合作目とし高付加価値化、低コスト化を図り、良質繭の生産を推進している。

NOSA Iとしては、組合員の経営安定の一端を担うために、関係機関と連携を密に加入推進を行う。また、多回飼育により損害調査の期間が短いので、迅速な対応による損害評価に努める。

そこで、以下の方策を実施し、目的及び目標の達成を期することとする。

① 基準収繭量の設定

組合員ごとの繭の出荷実績等に基づき、適切な基準収繭量を設定する。

② 加入申込書の検討と適切な引受確定

加入申込書の内容を、桑園及び飼育能力さらに引受実績等により十分に検討し、引受の確定を行う。確定した場合は、引受整理表、とりまとめ表を整備するとともに、必ず組合員に加入承諾した内容を通知する。

③ 関係団体との連携強化

J A養蚕担当者等関係団体と連絡を密にし、桑葉の生産状況、配蚕計画及び配蚕量の実態を把握する。

④ 共済掛金等の払込期限内徴収

組合は、配蚕後2週間以内に払込期限を定め、共済掛金等払込通知書兼内容通知書を発行し期限内徴収に努める。

5. 園芸施設共済

千葉県は、豊かな土地と温暖な気候に恵まれた環境、さらに大消費地である首都圏に位置し、高い技術力のもと高品質で多品目の栽培が行われ、全国屈指の農業県として発展している。

さらに、新鮮でおいしい県産農産物を県民に提供する「千産千消」を推進し、安全・安心な県産農産物『千葉ブランド』の確立を図るとともに、消費者等のニーズに的確に対応した活動を展開している。また、豊かな食生活に向け「食育」を推進するとともに、有利な流通販売対策を構築している。

昨年度の主な災害として、8月22日の台風9号通過に伴う風水害、9月の長雨による施設内農作物の冠水、さらに日照不足によるトマトの着花不良など相次ぐ気象上の災害で施設園芸農家は大きな損害を受けた。

そのような中でNOSA Iは、農家の被害申告に対し迅速な損害評価を実施し、共済金の早期支払に努め、セーフティネットとしての機能を発揮した。また、園芸施設共済制度が見直され施設本体並びに附帯施設への補償拡充が図られ、施設園芸農家への周知と引受推進を行ってきたところである。しかし、その引受率を見ると園芸施設共済制度の普及がいまだ十分であるとは言い難い状況にある。

そこで、以下の方策を積極的に実施し、加入拡大及び適正かつ公正な損害評価を行うこととする。

(1) 加入資格を有する農業者への戸別訪問

① 園芸施設共済の有資格農家のリスト作成

毎年、3月末までに管内の園芸施設関係者等と連携を取り、施設園芸

農家情報を入手し有資格農家リストを整備する。

② 戸別訪問の実施

毎年、戸別訪問実施スケジュールを作成し、12月末までに役職員等で戸別訪問を実施する。そして、制度説明等をリーフレット等で行うとともに園芸施設共済への加入意思確認を行う。

(2) 施設園芸農家の実態把握と園芸施設台帳の整備

管内の園芸施設関係者等と連携を取り、現地調査を実施する。そして園芸施設台帳と設置状況図を補完整備し、引受推進の資料として活用する。

(3) 引受推進の強化

- ① 推進協議会を開催し、具体的な目標値の設定、推進方法並びに推進日程等の協議を行い、それに基づき推進を行う。
- ② 地域ごとに被覆時期及び栽培体系等の実態に合わせ推進期間を設定し、役職員同行で引受推進を実施する。特に果樹園地の多目的ネットについて、施設展張前に推進日を設け、引受拡大を図る。
- ③ 継続引受及び新規引受に関わらず、都度、施設園芸農家へ補償拡充された制度説明並びに重要事項等の説明を再度徹底し、共済金額の増加に努める。

(4) 助成金等の有効活用

推進計画、方策等を的確に実行するため、連合会が定める「園芸施設共済事業推進対策費助成要領」による助成金を有効に活用する。

(5) 職員研修の実施

- ① 関係機関の協力を得て、栽培技術、損害防止の知識の習得及び制度を十分理解し誤りのない適正な引受及び損害評価を行うための研修会を開催する。
- ② 関係機関で開催する研修会等に積極的に参加し、情報収集及び意見交換を行う。

6. 任意共済

任意共済事業は、農家財産の保全に貢献するとともに、N O S A I 制度を円滑に進めるうえで重要な事業である。このため、制度の維持・発展には任意共済事業の拡大が必要不可欠となっている。

このことから、建物共済については、引受推進に必要な知識及び制度内容を習得し、職員自ら組合員との接点強化に努めるとともに、近年、突発的に発生する自然災害に対し、農家建物の補償の充実を図る必要がある。併せて建物共済の損害評価については、大災害に備えた損害評価体制の構築と損害評価技術の向上を図らなければならない。

農機具共済については、未使用農機具を購入する農家が減少している中、

近県で多発している農機具の盗難事故に備え、新規の引受推進により補償の拡充に努めることが必要である。

そこで、以下の方策を実践し、目標の達成を期することとする。

- (1) 建物共済については、加入申込にあたり営農状況を確認する。
- (2) 申込書の記入にあたり、建物再建築価額、家具の再取得価額を表記することにより、加入物件の引受限度額を把握し、適正な引受を行う。
- (3) 建物の補償額が低い物件は、増額推進を行う。特に総合共済及び家具類の再取得価額の把握及び適正共済金額の設定等をする。
- (4) 高齢者等の加入推進については、適正かつ十分な重要事項等の説明を行う。
- (5) 今年度から導入する、建物総合共済(収容農産物補償特約)特約の周知及び普及推進を行う。
- (6) 職員自ら全戸訪問を行い、組合員との接点強化と共済資源台帳の整備・補完を行う。
- (7) 推進方法の検証を基に、具体的な行動計画を策定し、役職員一体となって遂行する。
- (8) 農機具共済については、稼働期前に農機具販売店等の協力を得て、職員による一斉の全戸訪問を実施する。また、高齢者等の加入推進については、適切かつ十分な重要事項等の説明を行う。
- (9) 引受推進を行ううえでの商品知識の習得、事務処理等に関して、階層毎に小人数の基礎講習会を、回数を分けて実施する。